

○愛西市市民活動支援公募事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

告示第50号

改正 平成30年9月5日告示第125号

改正 令和2年12月7日告示第211号

改正 令和3年3月25日告示第44号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の担い手確保や地域資源の活用により、市民主体の地域づくりを進めるため、公募による市民活動団体が行う自発的かつ公益的な活動に要する経費について、当該年度の予算の範囲内において交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「市民活動」とは、別表第1に掲げる活動に該当し、自発的かつ公益的な活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 この告示において、「市民活動団体」とは、市民活動を行うものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市民活動を行い、又は行おうとする5人以上で構成された団体であること。
- (2) 本市内に活動拠点を有し、市民活動の主たる効果が本市内で生じること。
- (3) 2以上の市民活動団体が連携して市民活動を行う場合、その市民活動を主体となって行う団体であること。
- (4) 組織の運営に関する規約、会則等の定めがあること。
- (5) 愛西市暴力団排除条例(平成24年愛西市条例第1号)に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

3 この告示において「公益的な活動」とは、不特定かつ多数の市民の利益の増進を図り、市民生活の向上等に寄与する活動をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市民活動団体を実施する公益的な活動であって、市民活動団体の自発的活動の推進及び活性化を図るとともに、その自立を促進すると市長が認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体による補助金等の交付を受ける事業は、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接必要とする経費のうち、別表第2に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 市民活動団体の経常的な管理運営経費（事務所の賃借料、光熱水費等）
- (2) 市民活動団体の構成員による会合の飲食及び親睦に要する経費
- (3) 市民活動団体の構成員に対する人件費及び謝礼等
- (4) その他市長が不相当と認めるもの

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から次に掲げる収入を差し引いた額に5分の4の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

- (1) 補助対象事業の実施に伴う入場料等
- (2) 広告料、企業協賛金等
- (3) その他市長が収入と認めるもの

2 補助金の交付は、1団体につき1事業とする。

(事業期間)

第6条 補助対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 補助対象事業の継続を希望する場合は、改めて補助対象事業の提案を行うこととし、同一補助対象事業の提案は、事業開始年度以降の3年度を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする市民活動団体は、市長が別に定める期間内に、愛西市市民活動支援公募事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 愛西市市民活動支援公募事業計画書（様式第2号）
- (2) 愛西市市民活動支援公募事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 組織の運営に関する規約、会則その他これに類する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の審査)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を確認し、受理するものとする。

2 市長は、前項で受理した交付申請に対する補助金の交付の適否及び補助金の額の決定に際し、愛西市市民活動支援公募事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）に対し、審査を依頼するものとする。

(補助金の交付（却下）決定)

第9条 市長は、委員会からの審査結果を受け、補助金の交付の適否及び補助金の額を決定したときは、愛西市市民活動支援公募事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、当該市民活動団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の変更申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)が、補助対象事業の内容及び補助対象経費の変更をするときは、あらかじめ愛西市市民活動支援公募事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項の軽微な変更とは、補助対象事業の目的及び期待される効果の達成に支障のきたすことのない事業計画の変更又は補助対象経費の10パーセント以内の変更をいう。

3 補助金の交付申請額は、交付決定額を超えることができないものとする。

(補助金の変更決定)

第11条 市長は、前条第1項の変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、愛西市市民活動支援公募事業変更交付決定通知書(様式第6号)により、交付決定団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止の届出)

第12条 交付決定団体が、第9条の交付決定通知を受けた後において、補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合には、愛西市市民活動支援公募事業中止(廃止)届出書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 交付決定団体は、補助対象事業が完了(中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、愛西市市民活動支援公募事業実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 愛西市市民活動支援公募事業報告書(様式第9号)
- (2) 愛西市市民活動支援公募事業収支決算書(様式第10号)
- (3) 記録写真、その他の補助対象事業の実施内容が確認できる資料
- (4) 領収書の写し、その他の補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告に基づき補助金の額を確定したときは、愛西市市民活動支援公募事業補助金交付確定通知書(様式第11号)により、交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 交付決定団体が補助金の交付を受けようとするときは、前条の交付確定通知書の受領後、愛西市市民活動支援公募事業補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出するものとする。

(検査等)

第16条 市長は、交付決定団体に対して、補助対象事業に関し必要な事項を指示し、報告を求め又は検査することができる。

(補助金の返還)

第17条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の決定の全部又は一部を、期限を定めて返還させることができる。

- (1) この告示又は補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助対象事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の執行方法が不相当と認められたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この告示に違反したと認められるとき。

(関係書類の整備)

第18条 交付決定団体は、補助対象経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
(令和2年度補助対象事業の特例)
- 2 令和2年度の補助対象事業であり、特段の理由により事業の実施ができなかったものについては、市民活動団体の申し立てにより、第6条2項中「3年度を限度」とあるのを「4年度を限度」と読み替えることができる。ただし、この場合には第9条に規定する、補助金の交付決定は取消し、補助対象事業は実施したものとして扱う。

附 則 (平成30年9月5日告示第125号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の愛西市市民活動支援公募事業補助金交付要綱の規定は、平成31年度以降に市民活動団体が行う補助対象事業について適用し、平成30年度に市民活動団体が行う補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月7日告示第211号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日告示第44号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

番号	市民活動の種類
1	市民協働によるまちづくりを進める活動
2	国際交流の推進を図る活動
3	環境保全を図る活動
4	地域ぐるみの防災・減災対策を推進する活動
5	防犯活動を推進する活動
6	交通安全活動を推進する活動
7	生涯、いきいきと暮らせる健康づくりを推進する活動
8	子どもの健全育成を図る活動
9	人権の擁護を図る活動
10	経済活動の活性化を図る活動
11	生涯学習、文化、スポーツ活動の推進を図る活動
12	その他市長が認める活動

別表第2（第4条関係）

経費	内容
報償費	講師及び専門家への謝礼等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、書籍等の購入費、印刷製本費等（食糧費は除く。）
役務費	通信運搬費、保険料、原稿料、翻訳料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械器具の借上料等
その他の経費	上記以外で、市長が特に必要と認める経費